

防衛大学校における業務改善提案に関する達を次のように定める。

平成23年4月28日

防衛大学校長 五百簾頭 眞

防衛大学校における業務改善提案に関する達

改正 平成27年4月10日防衛大学校達第9号 平成28年3月31日防衛大学校達第3号
平成30年3月30日防衛大学校達第4号

(目的)

第1条 この達は、防衛大学校における業務改善提案について必要な事項を定め、職員の所属する組織の任務や施策への参画意識に基づく業務改善意欲を向上させ、もって防衛大学校の業務運営の合理化・効率化を図り、限られた資源でより多くの成果を達成することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この達において、「業務改善提案」とは、業務の合理化・効率化を図るため職員が個人又は共同で書面により提出する業務の改善に係る提案をいう。ただし、提案の内容が提案者自らの権限で改善を行うことのできるものを除く。

2 この達において、「課長等」とは、各課長、先端学術推進機構事務室長、総合情報図書館事務長、総括首席指導教官、各学科長及び各教育室長をいう。

3 この達において、「職員」とは、防衛大学校に勤務する教官、事務官、技官及び自衛官で、研究科学生及び研修生を除く者をいう。

(業務改善提案事項)

第3条 職員は、自己の所掌に係る業務に関するものであるか否かにかかわらず、防衛大学校の業務の改善に資すると判断する提案があるときは、内容のいかんにかかわらず業務改善提案を提出することができる。ただし、その内容が、単なる苦情、個人に対する誹謗・中傷その他第1条の規定に照らし業務改善提案として取扱うことが適切でないものはこの限りでない。

(業務改善提案の方法)

第4条 業務改善提案を提出しようとする職員は、業務改善提案書(別紙様式)に所要事項を記入し、また、必要に応じて細部説明資料を添付して、その直属の上

司たる課長等（以下「上司」という。）又は総務課長に対して提出するものとする。

（業務改善提案の審査）

第5条 業務改善提案の提出を受けた上司、当該業務改善提案に関する事務を所掌する課長等（以下「関係課長等」という。）又は自己点検・評価委員会は、当該業務改善提案の審査を行うものとする。審査は、改善の必要性、効果、必要経費、実施に当たっての問題点とその解決方法、実現可能性等の観点から実施し、採用の可否を決定する。なお、審査に際しては、必要に応じて提案者に当該業務改善提案の内容について説明を求めることができる。

2 業務改善提案の提出を受けた上司は、原則として30日以内に当該業務改善提案の内容を審査し、採用の可否について提案者及び総務課長に通知するものとする。採用の可否の判断が困難なものは、その理由を付して総務課長に送付するものとする。

3 総務課長は、業務改善提案の提出を受けた場合、その内容を検討し、原則として10日以内に関係課長等に審査を求めるものとする。

4 前項の規定により総務課長から業務改善提案の審査を求められた関係課長等は、原則として30日以内に当該業務改善提案の内容を審査し、採用の可否について総務課長に通知するものとする。採用の可否の判断が困難なものは、その理由を付して総務課長に通知するとともに、当該業務改善提案について自己点検・評価委員会に審査を求めるものとする。

5 前項の規定により関係課長等から業務改善提案の審査を求められた自己点検・評価委員会は、当該業務改善提案の内容を審査し、原則として翌四半期末までに採用の可否を決定し、関係課長等及び総務課長に通知するものとする。

6 総務課長は、第4項及び第5項に基づく審査の結果を受け、上司に提出があった業務改善提案については上司に、総務課長に提出のあった業務改善提案については提案者に通知するものとする。なお、提案者に通知する場合には、上司に写しを送付する。

7 前項の規定により総務課長より通知を受けた上司は、当該審査の結果を提案者に通知するものとする。

（採用決定後の措置）

第6条 業務改善提案の提出を受けた上司及び関係課長等は、前条第2項又は第4項の規定に基づき業務改善提案の採用を自ら決定した業務改善事項について、こ

れを実施するため必要な措置を可能な限り速やかに講ずるとともに、当該年度中に改善を行った場合にはその改善状況について分析検討を行い、当該年度末までに総務課長に通知する。

- 2 前条第5項の規定による自己点検・評価委員会からの通知を受けた関係課長等は、採用が決定された業務改善事項を実施するため必要な措置を可能な限り速やかに講ずるとともに、当該年度中に改善を行った場合にはその改善状況について分析検討を行い、当該年度末までに総務課長に通知する。

(報告)

第7条 総務課長は、毎年度、業務改善提案の状況について分析検討を行い、翌年度4月末までに、順序を経て、防衛大学校長に報告を行う。

(優れた業務改善提案の処置)

第8条 業務改善提案の提出を受けた上司及び総務課長は、有意義な業務改善提案を提出したと認められる者について、表彰の上申が行われるよう必要な措置を講ずる。

- 2 総務課長は、採用した業務改善提案のうち、業務改善の効果が高く、広く普及することが適当と判断したものについて、部内向けの情報システムや教育等を通して、広く職員に周知するよう努めるものとする。
- 3 総務課長は、業務改善の効果が高く、防衛省全体に広く普及することについて検討が必要と認める業務改善提案については、原則として当該業務改善提案の採用の可否に係る通知が完了した日の属する年度の翌年度の7月末日までに大臣官房企画評価課に通知する。

(委任規定)

第9条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な細部事項は、総務部長が定めるものとする。

附 則

この達は、平成23年4月28日から施行する。

附 則 (平成27年4月10日防衛大学校達第9号)

この達は、平成27年4月10日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日防衛大学校達第3号)

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日防衛大学校達第4号)

この達は、平成30年4月1日から施行する。

業務改善提案書

提案者	所属： 階級： 氏名：
提出先	
件名	（提案内容を簡潔、明瞭に表現する。）
現在の方法	（現在実施されている方法を明らかにする。）
問題点	（改善すべき問題点を明らかにする。）
改善の方法	（改善内容を具体的に記載する。）
改善の効果	（期待する効果を可能な限り定量的に記載する。）
その他改善提案の審査の参考事項	（所要人員、所要経費、所要器材等参考となる事項を記載する。）
受付年月日	直属の上司（課等名）：平成 年 月 日
	総務課長：平成 年 月 日
	関係課長等（主管課名）：平成 年 月 日
	自己点検・評価委員会：平成 年 月 日